

令和元年 10 月 15 日

事業主 様  
被保険者・被扶養者 様

東京都電機健康保険組合  
理事長 鈴木 敏雄

## 令和元年度 台風 19 号により被災した皆さまへ

この度の台風 19 号により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り致しますとともに、ご遺族の方々におかれましては謹んでお悔やみ申し上げます。

また、被災されました多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

あらためて自然のもたらす大災害に身もすくむ思いではありますが、一日も早い復旧、復興を祈念する次第です。

今回の被災により、被保険者証がお手元がない場合でも、病院、診療所で保険診療を受診することができます。医療機関の窓口で「氏名」、「生年月日」、「勤務する事業所名」を教えてください。

また、健康保険証を紛失・消失された方へは再発行をいたします。

なお、厚生労働省保険局保険課より別紙のとおり通知がありましたので、当組合では速やかに対応させていただきます。

※ご不明な点がございましたら下記にお問合せください。

◆保険証の再交付、保険料納付関係

業務部 適用課 TEL 03-3834-7213

◆治療費等の保険給付関係

業務部 医療給付課 TEL 03-3834-7215

事務連絡  
令和元年 10 月 13 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等  
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、改めて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について  
健康保険制度においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について  
被災した事業所、任意継続被保険者又は特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて  
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。  
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて  
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、支払いを行うこと。
- 5 その他  
上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。  
また、上記 3 について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。